「Unicage 奨学金」制度運営要領

理事長裁定

制 定 令和5年4月4日

「独立行政法人国立高等専門学校機構と有限会社ユニバーサル・シェル・プログラミング研究所との Unicage 奨学金に関する協定書」第2条第3項に基づき、Unicage 奨学金の制度運営要領について、次のとおり定める。

(奨学金の目的)

第1条 独立行政法人国立高等専門学校機構(以下「機構」という。)は、機構寄附金取扱規則(機構規則第45号)に基づき、有限会社ユニバーサル・シェル・プログラミング研究所(以下「USP研究所」という。)から受け入れる寄附金について、「Unicage 奨学金」(以下「本奨学金」という。)として機構が設置する各国立高等専門学校(以下「学校」という。)に在学する学生にこれを給付することを通じ、実践的な業務における Linux/Web の基礎知識習得を促進し、各工学分野における DX (デジタルトランスフォーメーション)人材を育成するものとする。

(申請資格)

- **第2条** 奨学生としての採用に申請できる学生は、次の各号の基準を満たす者とする。
 - 一 第7条にある USP 研究所が提供する Linux/Web に関するオンライン講座(以下「講座」という)を受講し、採用年度の試験に合格した学生のうち、成績上位60位以内の学生。
 - 二 本奨学金を一度も受給したことのない学生。

(奨学金の種類)

- 第3条 本奨学金は、給付型(返還を要しないものをいう。)とする。
- 2 原則として,他の奨学金等との併給は妨げない。ただし,他の奨学金の支給条件が USP研究所にとって不利益と認められる場合には給付を停止する場合がある。

(奨学生の採用人数)

第4条 本奨学金における奨学生の採用人数は本科生・専攻科生問わず,年度ごとに,機構全体で最大で50名程度までとする。

(給付額及び給付方法)

第5条 本奨学金の給付金額は, 奨学生一人当たり本科生は月額2万円, 専攻科生は月額3万円とする。

2 奨学金は、機構から奨学生本人名義の口座へ、原則として1回あたり6か月分をま とめて振り込む。

(実施及び給付期間)

- 第6条 本奨学金は、令和7年度まで奨学生を採用するものとする。令和8年度以降の 奨学生の採用については、機構とUSP研究所が協議の上、その前年度の第7条に定 める講座の申し込み開始前までに都度、判断を行う。
- 2 給付期間は採用年度の4月から2年間とする。
- 3 給付期間中に本科を卒業(ただし,在籍学校の専攻科へ進学する場合は除く。)又 は専攻科を修了した場合には,卒業日又は修了日の属する月で,給付を終了する。

(講座及び検定試験)

- 第7条 奨学生としての採用を志望する学生は、USP研究所が無償で提供する講座を、募集要項等の記載に沿って、学生自身が USP 研究所へ申し込み、その指示に従い、講座を受講しなければならない。ただし、過去に本奨学金を受給したことのある学生は、講座に申し込むことはできない。
- 2 講座の受講が完了した学生は、各学校の定める日に USP 研究所が実施する検定試験を受験できる。
- 3 過去に検定試験に合格した者のうち、第2条第1号を満たさず申請資格を得られなかった者、又は採用まで至らなかった者は、第1項に定める講座を受講することなく、前項に定める検定試験を改めて受験することができる。
- 4 機構及び学校は、会場の準備など、検定試験の実施に協力するものとする。

(申請)

第8条 第2条の基準を満たし,奨学生としての採用を志望する者は,募集要項及び所属する学校の定めるところにより必要書類を,所属する学校の校長へ提出する。

(受給資格の認定)

第9条 校長は、申請のあった学生について、その提出書類に基づき、第2条第1号及び第2号に該当するかどうかを確認し、認定する。

(候補者の推薦)

第10条 校長は,前条により受給資格要件を満たしていると認めた学生を,機構が定める期限までに,理事長に候補者を推薦する。

(奨学生の決定)

第11条 理事長は,機構の学生支援・課外活動を担当する理事の意見を聴取の上,奨

学生を決定する。

(選考結果の通知等)

- 第12条 理事長は、推薦のあった学校の校長に選考結果を通知する。
- 2 前項による通知を受けた校長は、申請者に対して結果を通知するものとする。

(奨学金の休止, 停止又は返還)

- **第13条** 奨学生について,次の各号に定められた事由が発生したときは,事情を鑑みた上で,理事長は奨学金の休止,停止又は返還を求めることがある。
 - 一 退学又は除籍となった場合。
 - 二 休学となった場合。
 - 三 懲戒処分を受けた場合。
 - 四 成績不良により原級留置となった場合。
 - 五 申請内容に虚偽があった場合。
 - 六 その他、校長が奨学金の給付を取り消すに足る事由があると判断した場合。
- 2 前項の事由が発生したときは、校長はすみやかに理事長に報告するものとする。

(奨学生の義務)

- 第14条 奨学生は,所属する学校の規則等を遵守し,積極的に学業に精励しなければ ならない。
- 2 奨学生は、USP研究所が主催するイベントに年に2回以上は参加しなければならない。
- 3 奨学生は、1年に2回、USP研究所によるオンライン面談に応じ、学業や生活状況を報告しなければならない。これにより当該年度の学業成績に不可の科目が確認された場合には、第13条第1項第4号に準じ、奨学金が停止されることがある。

(事務)

第15条 奨学生候補者の推薦に関する事務は、機構本部事務局学務課において処理 する。

(その他)

第16条 本制度運営要領に定めのない事項が生じた場合は、その都度機構と USP 研究所が協議の上、解決するものとする。

附 則(令和5年4月4日制定)

この要項は、令和5年4月4日から施行する。